

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

26期

多様な分野を知った2年間 働く女性の人権問題に関心



会員 紙子 達子 (26期)

私は26期で、1972（昭和47）年4月から2年間、前期4か月・後期4か月の修習は湯島の司法研修所で、1年4か月の実務修習は東京（弁護修習は東弁）で学んだ。

緑の木々に囲まれた白い建物の司法研修所の門をくぐった時の緊張感は忘れられない。その後の各指導教官による実務に関わる講義は新鮮であった。大学を出てもまだ親からの仕送りに頼っていた私にとって、初めて手にした4月分の給料は、私の自活の第一歩であり、少額ではあったがとてもうれしかった。

何年前から任官拒否や罷免などがあり、それまでの先輩方の牧歌的な修習生活とは少し違ったようで、ややピリピリしたところも感じる2年間であった。それでも、ソフトボール大会、視察先での懇親会、（私は初めてでびっくりしたが）築地の有名料亭での懇親会、教官宅への訪問、旅行など50名ほどのクラスメートとの楽しい計画や行事がたくさんあった。一方、“白表紙”による即日起案、自宅起案には追われ続けた。検察や刑裁起案では、犯罪事実の記載方法や事実認定のとり方が難しかったのももちろんのことだが、どのような刑罰にするか、に大いに悩んだ。各修習生によってとんでもなく大きな差の懲役刑が発表されたことも驚きだった。社会経験がなく心の余裕もなかった私とは違い、悠々と修習生活を謳歌しているクラスメートもいた。裁判官、検察官、弁護士へと法曹の道は分かれたものの、修習時代のクラスメートとは仲良く交わられた2年間であったと思う。

修習中、当時大きな社会問題となっていた公害の現地調査に参加したり、住民運動の現場で会議を傍聴、また、労災・職業病や就職差別、不当解雇を闘う当事者の話を聞く会への参加など、さまざまな経験をした。弁護修習では、当時としては先駆的であった合同法律事務所に配属され、多くの貴重な教えを受けた。顧問先の大会社に同行させていただいたこともあった。刑裁修習では合議の法廷で“過激派”と言われた学生らを対象とする公安事件によく立ち会った。検察修習では修習生が被疑者の取調べをするのは違法で人権侵害ではないか、と主張する友人と議論し悩んだ。民裁修習では、建築工事の不手際の責任を問う訴訟で、先輩女性弁護士の、綿密で執拗ともいえる反対尋問に感動した。この時の尋問の様子は今も頭に焼きついている。

当時女性（なんと「女子修習生」と呼ばれた）の就職は厳しく、私も男性修習生と2人セットで就職した。私は弁護修習中ある指導教官から「あなたは字がきれいだし、どこか良い所に就職を世話したい」と言われショックだった。女性問題への知識はなかったが、修習を通じて働く女性の人権問題に関心をもつようになった。

2年間、さまざまな経験をする中で、自分が法曹として歩む方向をつかんだと思う。2年間の修習期間は、決して長すぎもせず、楽しんだ事は無駄ではなく、また法曹としてその後別々の道に巣立つとしても、裁判官、検察官、弁護士になった者同士が、修習中の2年間共に学んだことは貴重であり、必要であると私は考えている。